

技能労務職職員の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成25年2月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
全体	104	48.5	238,139	260,961	—	—	—	—
清掃職員	32	48.1	250,736	283,276	廃棄物処理業従業員	44.7	288,200	1.0
学校調理員	35	46.0	192,802	206,474	調理士	42.5	262,700	0.8
用務員	20	50.8	282,377	307,294	用務員	53.5	206,600	1.5
運転手	3	59.3	266,582	285,492	自家用乗用自動車運転者	58.4	267,500	1.1
その他	14	49.8	253,395	274,728	—	—	—	—

*「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

*「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものである。

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3か年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 上記の数値は、臨時・嘱託職員を含んでいる。

(2) 年齢別職員数

区分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
		全体	正規職員	0	0	0	0	4	2	9	7	10	10	
	臨時・嘱託職員	0	1	2	3	3	5	3	0	8	10	7	6	48
	計	0	1	2	3	7	7	12	7	18	20	21	6	104
清掃職員	正規職員	0	0	0	0	0	1	2	5	4	4	4	0	20
	臨時・嘱託職員	0	0	2	0	1	2	0	0	3	3	0	1	12
	計	0	0	2	0	1	3	2	5	7	7	4	1	32
学校調理員	正規職員	0	0	0	0	2	1	3	0	0	2	2	0	10
	臨時・嘱託職員	0	0	0	3	2	3	3	0	4	4	4	2	25
	計	0	0	0	3	4	4	6	0	4	6	6	2	35
用務員	正規職員	0	0	0	0	2	0	2	1	5	2	4	0	16
	臨時・嘱託職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4
	計	0	0	0	0	2	0	2	1	5	3	5	2	20
運転手	正規職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	臨時・嘱託職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
その他	正規職員	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	2	0	8
	臨時・嘱託職員	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	6
	計	0	1	0	0	0	0	2	1	2	4	4	0	14

(3) その他の給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単価
清掃等作業手当	清掃作業又は火葬場作業に従事	1日900円
死獣処理手当	(1)屋外に放置された死獣の収容作業又は飼い主の要請を受け犬猫等の死体の引取り作業に従事したとき。 (2)収容された死獣を定められた処分場に搬送する等の処理作業に従事したとき。	1回500円

ウ 昇給基準

毎年、1月1日に前1年における勤務成績に応じ、4号給(55歳昇給抑制)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

平成24年3月の行財政構造改革基本方針に基づき、退職者の補充抑制等により、職員の削減に努め、給与面に関しては、国・県・近隣市の動向を注視しながら、職種の特性や内容を考慮し、適宜改正等の判断をしていく。

3 具体的な内容

平成24年3月の行財政構造改革基本方針に基づき、給与の適正化のため、技能労務職へ新たな給料表である技能労務職給料表の導入に取り組んでいく。

4 その他

ごみ収集業務の民間への委託や、他に順次可能な業務に関して民間委託を検討していく。